事 務 連 絡 令和元年 12 月 20 日

各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部 御中

消防庁危険物保安室

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令に係るリーフレットの送付について

平素より消防行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第67号)が本日公布され、令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うこととされました(令和2年2月1日施行)。

今般、本省令改正の内容について、給油取扱所事業者向け(別紙1)及びガソリンを容器で購入する顧客向け(別紙2)のリーフレットを作成しましたので、給油取扱所関係事業者における広報啓発にご活用ください。

また、これらの内容については、消防庁ホームページ (https://www.fdma.go.jp/missio n/prevention/gasoline/) にまとめて掲載していますので、参考としてください。

貴都道府県の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この 旨を周知されますようお願いします。

なお、このことについては、別添のとおり、関係事業者団体に対しても周知を行っています。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当:竹本、羽田野

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534



## ガソリンスタンド事業者の皆様へ

## ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、

- 消防法で ① 顧客の本人確認
  - ② 使用目的の確認
  - ③ 販売記録の作成

を行うことが義務づけられています。



※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。 (緊急時は110番)



皆様のご理解とご協力をお願いいたします





## **がりガソリンを携行缶で購入される皆様**

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

- 本人確認(運転免許証の提示など) 消防法で
  - 使用目的の確認

を行うとともに、

販売記録を作成することが義務付けられています。



# 、ガソリンを取り扱うときの注意事項 <u>介</u>







ガソリンは、灯油用ポリ容器 に入れることはできません!!

#### 噴出注意!

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に ①エンジン停止
  - ②エア抜きをする

ガソリン携行缶に貼られている 注意事項に留意して取り扱って ください!!



セルフスタンドにおいても、 ガソリン容器への詰替えは、 ガソリンスタンドの従業員が 行う必要があります!!



皆様のご理解とご協力をお願いいたします















事 務 連 絡 令和元年 12 月 20 日

五 油 連 盟 全国石油商業組合連合会 御中 全国農業協同組合連合会

消防庁危険物保安室

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令に係るリーフレットの送付について

平素より消防行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第67号)が本日公布され、令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うこととされました(令和2年2月1日施行)。

今般、本省令改正の内容について、給油取扱所事業者向け(別紙1)及びガソリンを容器で購入する顧客向け(別紙2)のリーフレットを作成しましたので、給油取扱所関係事業者における広報啓発にご活用ください。

また、これらの内容については、消防庁ホームページ (https://www.fdma.go.jp/missio n/prevention/gasoline/) にまとめて掲載していますので、参考としてください。

貴団体におかれましては、加盟各社に対して、この旨を周知されますようお願いします。 なお、このことについては、都道府県等に対しても別添のとおり周知を行っています。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当:竹本、羽田野

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534